

## 令和5年度 第2回鹿屋市男女共同参画審議会 会議録（要点筆記）

開催日時	令和5年11月14日（火）10：30～12：00	
開催場所	鹿屋市役所別館会議室	
出席者	委員	（出席11名、欠席5名）※敬称略 森 克己、早川 雅子、和田 滋、延時 幸子、成島 高理 和田 友美、川田代 悦子、兒島 依里奈、有島 幹人、 徳田 ひろみ、若松 美和
	事務局	（市民生活部 市民課 男女共同参画推進室） 永山部長、上園課長、臼口課長補佐、片平主査
会次第	1 開会 2 市民生活部長あいさつ 3 議事 （1）男女共同参画をめぐる現状及び今後の取組について （2）第2次鹿屋市男女共同参画基本計画の中間見直しについて （3）パートナーシップ宣誓制度について （4）その他 4 閉会	

### （1）男女共同参画をめぐる現状及び今後の取組について

- 資料1-1の3項に記載の市職員の「役職への女性登用状況」については、今後に向けた具体的対策を講じているか。人事を決める部署に女性は何人いるか。（委員）
  - 女性職員のスキルアップ研修を総務課が企画し実施している。自治大学校や市町村アカデミー等の高度かつ専門的な研修にも参加させており、人材育成を強化している。また、総務課人事研修班には、女性1名が配置されている。
- そもそも、管理職を希望する女性はいるか。多いのか。希望制か。（委員）
  - 希望制でない。自己申告で申し出ることにはできる。先ほど説明したスキルアップの研修等を実施しながら、補佐から課長と段階を経ながら登用されていく。
- 働き方改革の問題も関連すると思う。市の職員から聞いたことがあるが、仕事が片付かないと焦る中で、夕方、残業に反映されないいわゆる飲みニケーションへの誘いがあったりするようだが、そういった文化を変えていくことが必要だと思う。（委員）
  - 確かに以前は、そういった文化があった。しかし、現在はなくなったと感じている。
- 女性人材リストについて、実際私も登録者であるが、本来の目的や活用状況はどのようになっているか。（委員）
  - 各課における審議会等の委員の選出において、または研修会の講師選定時において、リストを確認することにより、女性委員の登用、講師依頼に繋げている。また、庁外から問合せ等がある場合もあるので、ホームページでも公開し活用してもらっている。

- 小学生高学年向けリーフレットは、児童一人ひとりに配布しているものか。(委員)
  - 当初、5,000部作成し、令和元年度と令和2年度に小学校5・6年生の全児童へ配布したが、次年度以降の増刷は行っておらず、学校にタブレット学習が導入されたことから、データでの活用を推進している。
  
- それであれば、学校現場において、そのデータを児童がちょっとした時間にでも見れるような環境があれば良い。(委員)
  - 今のご意見を教育委員会と共有したい。
  
- 資料1-1の2項、「本市の現状」、「(1)男女の地位の平等感」の資料の記載の順番は、アンケート調査の順番で記載しているのか。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」(下段に記載)という考えに反対の割合が増加しているから、「男性の方が優遇されている」(上段に記載)と感じている人の割合が増加しているという捉え方が分かりやすいと思う。私自身も、男性は家のことを心配することなく残業ができる環境にあることが、男性は優遇されているなど感じる。(委員)
  
- 関連して、男性の方が優遇されていると感じる割合が増加しているという結果があるが、計画の実績報告書の8項、具体的施策：「家庭生活における男女共同参画の推進」及び「地域における男女共同参画の推進」は共にA評価であり矛盾を感じるのだが。(委員)
  - 評価に関しては、事業の実績評価ではなく、事業の立案や実施する中で、男女共同参画の視点で行ったかを評価するものであることから、A評価となっているものである。  
また、男女の地位の平等感については、男性の方が優遇されていると感じる割合が高くなってきている現状は全国的にも同じような傾向が見られる。これに関しては、男女共同参画に対する意識が高まってきていることも要因と考えられる。一方で、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方に反対の割合が増加しているということについては、そういったことが少しずつ改善されてきたと捉えられる。
  
- 実績報告書の5項：「防災の分野における男女共同参画の推進」の、「男女共同参画の視点に立った地域防災の推進」の評価が、前年度評価より下がっているのはなぜか。(委員)
  - 避難所運営等における不安要素が解消されていない実情があること、関係者への理解促進を図る必要性があることが課題であることから、B評価としたと考えられる。  
令和3年度までは、避難所要員は男性職員だけ配置していたが、男女共同参画の視点立った地域防災を推進するため、現在は女性職員の配置も行っている。そのような中で、女性が避難所を運営するにあたってのマニュアルの整備が進んでいないことも要因である。
  
- 実績報告書の8項、具体的施策：「地域における男女共同参画の推進」に、「町内会に対しての出前講座の活用を推進したい。」とあるが、高齢者大学も活発に実施されているので、その中で男女共同参画の推進についての講話を盛り込む等の工夫も一手段と考える。(委員)
  - 委員のおっしゃるとおり、積極的にそのような機会を設けるように努めていきたい。

- 実績報告の6項、「鹿屋市配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合」について、割合が低下した原因と今後の対策について聞かせてほしい。(委員)
  - 鹿屋市配偶者暴力支援センターは、庁舎内に設置されているが、相談者の危険を回避することも必要であり、設置場所を広く公開していないことも要因と考える。
    - 一方で、「DVを受けたことがある人が、どこにも誰にも相談しなかった割合」は、計画策定時よりも割合が減少している。相談支援センターに限らず、相談しやすい環境づくりは重要であることから、今後も広報・啓発について対策を講じていきたい。
  
- 関連して、私も相談センターに関わりを持つが、年々、相談件数は増加している状況である。また、DV被害者支援の会アミーチとしても、現在、まさに女性に対する暴力をなくす運動期間であるため、街頭キャンペーンを実施予定であり、この機会に相談支援センターの存在や、啓発活動を行っていききたい。(委員)
  
- 私自身は、市内公共施設の女性トイレで、配偶者暴力相談支援センターの連絡先等が記載されている啓発カードを見かけることが多いので、広報・啓発についての取組がなされていると感じる。この設定項目（配偶者暴力相談センターの認知度）の表現を変えた方が良いのではないか。その方がより適切な評価が行われると思う。(委員)
  - 今後、アンケート調査での項目、表現についても検討していきたい。
  
- 実績報告書の23項、「高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援」が掲げられているが、要望だが、私には肢体不自由の子どもがいる。立位歩行が困難な状態であるため、ベッド式のトイレを必要とするのだが、鹿屋市内の公共施設のトイレにどこにもそれが無いので大変不便を感じている。今後、公共施設等にベッド式のトイレの設置を望む。(委員)
  - 今の要望を関係課に繋ぎ、公共施設の整備、改修等を行う中で対策を講じていくよう努めたい。
  
- 女性消防隊の増員を図るだけでなく、女性消防団員の増員も図る必要があると思う。(委員)
  - 女性消防隊も年々増加している状況である。併せて、女性消防団員の確保についても、今後も加入促進の取組強化に努めていきたい。
  
- 実績報告書の17項、具体的施策：「若年層からの予防啓発の推進」に記載のある「いのちの授業」は、性犯罪や性暴力対策を強化するための「いのちの安全教育」とは別のものかと思われるが、文科省が教材や資料を作成していることから、学校現場において活用できる環境にある。学校教育課において、いのちの安全教育の実施についても授業に取り入れてほしい。(委員)
  - いのちの安全教育については、教育委員会に確認をした上で連携を図りたい。
  
- 配偶者暴力相談支援センターに関連し、若い世代のデートDVを含む相談窓口についての対応もしっかりと考えてほしい。(委員)
  - 若年層の相談窓口については学校などでの対応も大切かと思われるので、教育委員会と

協議し対応に努めていきたい。

- 面前DVの時に警察を呼ぶと、妻は夫と離れるが子どもは夫の元に残る。その後、妻が子供の監護権や親権を得ることが難しい実情がある。市の方からも県警に対し、このような実情を解消するためのはたらき掛けをして欲しい。(委員)  
→ 安全安心課に県警の職員も配置されてることから、そのような実情を再度確認し、繋げるように努めたい。
- 実績報告書8項、具体的施策：「家庭生活における男女共同参画の推進」に、実績として「イクメン・イクボスのススメ」とタイトルの記載があるが、「イクメン」という言葉は、昔は流行した言葉だが、現在においては男性が育児に関わるのは当然のこととなっているため、「イクメン」という言葉は望ましくないと思う。(委員)  
→ 講師が決めたタイトルではあったものの、今後は言葉の使用についても十分気を付けていきたい。

## (2) 「第2次鹿屋市男女共同参画基本計画」の中間見直しについて

- 見直し(案)で重点目標に引き上げた説明のあった「4 生涯を通じた男女の健康への支援」の施策2：「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を踏まえた妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進」に関係して、中絶の際に原則として配偶者等の同意書が必要となる。様々な事情を抱えている当事者もいることから、医師会に対しては、同意書を配偶者等に要求しないように市の方からも働きかけてほしい。(委員)  
→ ご意見を健康増進課へ繋ぐ。
- 見直し(案)の重点目標3：「男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり」について、「男女」という言葉を強調しすぎると、性の多様性の観点も問題ではないか。十分に注意を払って欲しい。(委員)  
→ 男女という表現を「すべての」という表現に変えるか、どうするかを今後検討したい。

## (3) パートナーシップ宣誓制度について

- 鹿屋市パートナーシップ宣誓制度の考え方(案)の10に記載の「宣誓書の無効」について、無効の判断は誰がするのか。(委員)  
→ 現時点において無効の判断をどのように行うかについて決め込む段階まで進んでいないことから、今後、先行自治体の状況を調べた上で整理したい。
- 不正利用については、民間等からその事実について、市へ通報するような形がとれるのか。  
→ 金融機関においては、パートナーの収入を合算することができる、連帯保証人として認めるという制度がある。不動産についてはそもそも婚姻を条件にしていないこと、生命保険会社においては同姓パートナーを受取人にでき、携帯電話会社においても家族割の対象

としていることが分かっている。今後も、先行自治体の実施状況を確認しながら、制度の構築に向けて努めていきたい。(委員)

- 性的少数者の方々については待ち望んでいた制度であるため、進めてもらいたい。また、利用できる制度についての詳細も、今後確認させていただきたい。併せて、導入された自治体に住む当事者の方から聞いたが、証明書を見せても理解してもらえない現状があるという。今後制度の導入に際しては、そのような場合は二重に傷つく当事者もいるので、制度内容の理解が十分に図られるよう進めてほしい。(委員)

→ 制度内容の理解促進、周知および啓発に向けては、しっかり取り組んでいきたい。